

第1章 平成18年度の取組結果

(1) 環境基本計画 概要

環境基本計画では、長期目標を実現するために、目標年次である平成22年度までに達成すべき短期目標を設定しています。(P83以降の表を参照)


短期目標には、定量目標(数値目標)と定性目標とがあります。

環境基本計画では、短期目標の達成度や施策の進捗状況を管理するための指標として、管理指標を設定しています。この指標の数値を追うことによって、目標に近づいているのか、あるいはそうでないのかを確認し、計画の進捗を管理します。


管理指標で見る施策の評価の概要

管理指標は、47項目について設定してありますが、再掲による指標を省略したもの及び未設置等、結果の評価を行っていないものを除き、34項目について、次の基準により大まかな評価をすると、以下のようになります。

管理指標36項目の状況は、短期目標に近づいているもの、短期目標の状態が維持できているものが8項目、短期目標から遠ざかっているもの2項目、あまり変化のないものが20項目で、目標を達成したものが4項目ありました。

	<input type="checkbox"/> 短期目標に近づいているもの <input type="checkbox"/> 短期目標の状態が維持できているもの	8項目
---	--	-----

「自然環境の保全等」で持続性の高い緑地面積率が0.78%、「都市環境の保全等」で1人当たりの公園面積が0.31m²増加しました。また、「オゾン層の保護」で家電リサイクル法に基づくフロン封入製品(冷蔵庫、エアコン)の不法投棄処理件数が前年度に対し30台の減となり、不法投棄が大きく減少しました。その他、6項目が短期目標に近づかず、目標が維持されています。

	<input type="checkbox"/> 短期目標から遠ざかっているもの	2項目
---	--	-----

「ごみの減量、資源の有効利用」で再生利用率が昨年に引続き前年度を下回りました。また、ごみの埋め立て処分量は前年度より大幅に減少しましたが、エコセメント工場の稼働が遅れたため予定より削減できませんでした。

→	□あまり変化のないもの	20 項目
---	-------------	-------

「自然環境の保全等」で河川の流量、「都市環境の保全等」で市民参加の管理公園、「公害防止」で大気汚染、騒音・振動の防止、市内のダイオキシン類濃度、「エネルギーの有効利用」で電力消費量、「健全な水循環の確保」で湧水量、二酸化炭素排出量など前年度に比較し変化があまりありませんでした。このほか 14 項目です。

目標達成	□今年度の調査結果で短期目標（平成 22 年度）を達成しているもの	4 項目
------	-----------------------------------	------

「水辺環境の保全回復」で多摩川・大栗川・乞田川の BOD がすべての調査地点で環境基準を満たしていました。この他、「都市環境の保全等」で 1 人当たりの都市公園面積が目標を超え、「公害防止」のダイオキシン類濃度、「地球環境の保全等」で大気汚染物質（二酸化いおう、二酸化窒素）濃度が環境基準をそれぞれ満たしていました。

【※評価を表す矢印の向きは、項目によっては毎年変化します。そのためその動向を常に注視していく必要があります。】

1 人当たりの都市公園面積は、短期目標を達成しています。しかし、良好な環境を保全・創造していくためには、行政だけでは限界があります。市民や事業者の皆さんとの連携・協働による行動の積み重ねを一層進めることが必要です。

管理指標で見る個別施策の進捗

次頁に環境基本計画で設定されている短期目標（平成 22 年度）について、管理指標の概要を示します。

管理指標による環境基本計画の施策の現状と評価（概要）

基本目標	長期目標	短期目標 (平成 22 年度)	管理指標	管理指標の現状 (平成 18 年度実績) 【 】内は評価理由を示す	結果の評価	
うるおいと安らぎの中で人が暮らせるまち多摩 —和のまちづくり—	自然環境の保全等	みどりの保全・創出	●将来にわたって持続性の高い緑地面積率を約 37%以上確保することをめざします。	●将来にわたって持続性の高い緑地面積率	・ 33.80% (163,220.19 m ² の増加) 【平成 18 年度目標 4ha を上回った。】	↗
		水辺環境の保全・回復	●河川の水質汚濁に係る環境基準（河川類型 B を適用）を下回ることをめざします。 ・BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L 以下	●多摩川・大栗川・乞田川の水質汚濁に係る環境基準（河川類型 B を適用）を下回った割合（環境基準値を下回った測定回数） / （測定回数）	・BOD 環境基準適合率 ：各測定点 100% 【H.17 各地点 92%】	目標達成
			●大栗川・乞田川の河川水量の増量をめざします。	●大栗川・乞田川の河川流量	・大栗川（合流点前）0.902 (m ³ /s) ・乞田川（行幸橋）0.147 (m ³ /s) 流量の増量 【H.17 大栗川 0.496 (m ³ /s) 乞田川 0.185 (m ³ /s)】	→
			●水辺の自然度の向上をめざします。	●河川に生息する魚類の種類・個体数	・大栗川（合流点前） 種類 8 個体数 85 【H17 種類 11 個体数 66】 ・乞田川（行幸橋） 種類 1 個体数 3 【H17 種類 3 個体数 3】	参考
		生物多様性の確保	●将来にわたって持続性の高い緑地面積率を約 37%以上確保します。	●将来にわたって持続性の高い緑地面積率		再掲のため省略
	●河川の水質汚濁に係る環境基準（河川類型 B 類型を適用）を下回ることをめざします。 ・BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L 以下		●多摩川・大栗川・乞田川の水質汚濁に係る環境基準（河川類型 B 類型を適用）を下回った割合（環境基準値を下回った測定回数） / （測定回数）			
	●大栗川・乞田川の河川水量の増量をめざします。		●大栗川・乞田川の河川流量			
	●水辺の自然度の向上をめざします。		●定点調査による生物の種類・個体数			
	都市環境の保全等	公園緑地の確保	●1人当たりの都市公園面積 13 m ² （広域公園を含まない）以上の確保をめざします。	●1人当たりの都市公園面積（広域公園を含まない）	・1人当たりの都市公園面積 13.22 m ² /人 都市公園面積 163,220 m ² （広域公園を含まない） 【22年度目標値 13 m ² /人】	目標達成
			●アダプトの数を増やします。	●アダプト団体の数	・136/201 公園 【H.17 153/197 公園】	→
		景観の保全・創出	●みどりと都市とが調和した景観を保全します	●定点からの景観の状況（写真撮影）	・変化なし 【マンション建設、開発等はあるが相対的には変化なし】	→
	●市民参加によるまちづくり（景観づくり）を進めます。		●地区まちづくり計画を策定している地区の数	・地区計画決定地区数 27 地区 ・建築協定締結地区数 16 地区 【H.17 地区計画 22：建築協定 16】	↗	

基本目標	長期目標		短期目標 (平成 22 年度)	管理指標	管理指標の現状 (平成 18 年度実績) 【 】内は評価理由を示す	結果の評価
		歴史・文化の保全・継承	●歴史文化継承事業の実施回数及び参加人数を増やします。	●パルテノン多摩（(財)文化振興財団）の主催する歴史文化継承事業の実施数・参加者数	・学習講座等実施数 ・事業 15 参加者数 2,220 人 【H.17 27 事業 1,224 人】 ・展示会：事業数 7 事業 入場者数 72,669 人 【H.17.展示会；事業数 11 事業 入場者数 78,585 人】	→
まちの美化		●ごみのポイ捨て、捨て看板の量や、路上駐車・放置自転車数の削減をめざします。	●捨て看板（屋外広告物違反物）の回収量 ●瞬間路上駐車（違法駐車）台数、瞬間放置自転車等の台数 22 年度目標 ・違法駐車台数 500 台 ・瞬間放置自転車等の台数 700 台	・7,147 件 【H.17 4,693 件】 ・瞬間路上駐車台数 326 台 ・放置自転車数 562 台 【H.17 瞬間路上駐車 590 台 放置自転車 550 台】	参考 ↗	
自然の循環の中で人が暮らせるまち多摩 —環のまちづくり— 1	公害の防止	大気汚染の防止	●すべての測定地点・時期において、大気汚染物質（SO ₂ 、NO _x 、SPM、O _x 、CO）濃度がすべて大気汚染に係る環境基準値を下回ることをめざします。	●大気汚染物質（SO ₂ 、NO _x 、SPM、O _x 、CO）濃度が環境基準値を下回った割合（環境基準値を下回った地点数）／（全測定地点数）	・SO ₂ 、CO、NO ₂ 、SPM：環境基準達成（5/5） ・O _x ：全測定地点で未達成（0/5） 【昨年度に続き全地点で SO ₂ 、CO、NO ₂ 、SPM が環境基準を達成しました。】	→
		水質汚濁の防止	●すべての測定地点・時期において、水質汚濁に係る環境基準（河川類型 B を適用）の達成をめざします。	●BOD 濃度、pH、大腸菌群数が環境基準値を下回った割合（環境基準値を下回った地点数）／（全測定地点数）	・多摩川（調査 1 地点） pH、BOD：環境基準達成 ・大栗川（調査 3 地点）、 pH 及び大腸菌群数を除き、 BOD、SS が環境基準を達成した。 ・乞田川（調査 2 地点） pH、BOD、SS、Do：環境基準達成 大腸菌：環境基準未達成地点あり 【昨年度に比べ大腸菌群数に改善が見られました。】	→
		騒音・振動の防止	●すべての測定地点・時期において、騒音に係る環境基準の達成をめざします。	●道路騒音レベルが環境基準値を下回った日数の割合（環境基準を下回った日数）／（全測定日数）	・各測定地点での昼間は全て環境基準値内であったが、夜間において 1 地点を除き環境基準値を超えていました。	→
		有害化学物質対策	●ダイオキシン類濃度を把握します。	●環境中のダイオキシン類濃度把握地点数	・大気：1 地点（市役所） 【H.17 年度に引き続き、ダイオキシン類濃度は環境基準以内でした。】	目標達成
			●ごみの焼却量を平成 16 年度 1 年間の焼却量から 20%削減するとともに、埋立処分量ゼロをめざします。	●ごみの焼却量・埋立処分量 22 年度目標 33,647 t	・ごみ焼却量 38,792 t ・ごみ埋立処分量 913 t 【H.17 ごみ焼却量 39,149 t ごみ埋立処分量 4,265 t】	→
			●化学物質に関する情報提供システムの確立をめざします。	●化学物質に関する情報提供システム確立の進捗状況	・データーの更新を図った。 【H.17 年度に 2 手法を実施：紙と電子による情報提供】	→
		その他の公害の防止	●アスベスト等、その他の公害の防止に関する啓発活動を進めます。	●その他の公害の防止に関する啓発活動の実施数	・都のホームページ（都内の化学物質の使用状況）とリンクし、情報提供を行っています。	→

基本目標	長期目標	短期目標 (平成 22 年度)	管理指標	管理指標の現状 (平成 18 年度実績) 【 】内は評価理由を示す	結果の評価	
自然の循環の中で人が暮らせるまち多摩 ——環のまちづくり—— 2	ごみの減量、資源の有効利用	●家庭系ごみの燃やせるごみと燃やせないごみの排出量を平成 16 年度 1 年間の排出量から 20% 以上の削減をします。	●ごみ排出量（家庭系＋事業系） 22 年度目標 41,665 t ●家庭系ごみ排出量（家庭系、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源） 22 年度目標 33,054 t ●家庭系ごみの燃やせるごみと燃やせないごみの排出量 22 年度目標 22,643t	・ごみ排出量 46,970 t ・家庭系ごみ排出量 35,881 t 1 人 1 日平均 681.4 g ・家庭系ごみの燃やせるごみと燃やせないごみの排出量： 27,988t 【H. 17 年度実績 47,478 t】 家庭系 1 人 1 日平均ごみ排出量 681.8 g / 人・日		
		●再生利用率を約 32.4% に増加します。	●再生利用率 [総再生利用量 / {ごみ総発生量 (総再生利用量含む)}]	・ 25.4% 【H. 17 年度実績 26.7% を下回った。】		
		●ごみの埋立処分量をゼロに近づけます。	●ごみの埋立処分量	・ 913 t 【H. 18 年度目標 440 t】		
			●多摩市リサイクル協力店の数	・ 22 店舗 【H. 17 年度 22 店舗】		
	エネルギーの有効利用	●電力消費量を平成 14 年度レベルから 4.8% 削減することをめざします。	●電力消費量 (22 年度目標 850,537 千 kWh)	・ 871,248 千 kWh 【H. 17 867,352 千 kWh を 0.4% 上回った。】 ・家庭系 1 人当たり電力消費量 1,952kWh / 人・年 【17 年度 1,994kWh / 人・年】		
		●都市ガス消費量を平成 14 年度レベルから 4.8% 削減することをめざします。	●都市ガス消費量 (22 年度目標 40,014 千 m ³)	・ 42,926 千 m ³ 【H. 17 45,775 千 m ³ を 6.2% 下回った。】 ・家庭系 1 人当たり都市ガス消費量 156 m ³ / 人・年 【H. 17 164 m ³ / 人・年】		
	健全な水循環の確保	●1 人当たりの水使用量を 10% 削減することをめざします。	●市民 1 人当たりの上水使用量 ・ 1 人当たりの水使用量 280L	・ 301 L / 人・日 【H. 17 年度 303L / 人・日】		
		●雨水浸透・貯留能力の向上をめざします。	●雨水浸透施設・貯留施設設置数 22 年度目標 ・雨水浸透施設 90 件 ・雨水簡易貯留施設 170 件	・雨水浸透施設 (累計) 67 件 ・雨水簡易貯留施設 (累計) 149 件 【H. 17 雨水浸透施設 (累計) 66 件】		
		●湧水量の増量をめざします。	●湧水量	・大谷戸公園 1.0L / s ・寺の入り 0.22 L / s 【H. 17 大谷戸公園 1.0L / s : 寺の入り 0.14L / s 測定日前の天候に左右されます。】		
	地球環境の保全等	地球温暖化の防止	●京都議定書目標を達成するため、温室効果ガスである二酸化炭素排出量を平成 14 年度 (2002 年) レベルから 4.8% 削減することをめざす。	●二酸化炭素排出量 (電力・都市ガス消費・プラスチックごみ焼却を対象) 22 年度目標 419,274 t -CO ₂	・ 411,582 t -CO ₂ 【H. 17 441,972 t -CO ₂ 】	
		オゾン層の保護	●家電リサイクル法に基づくフロン封入製品 (冷蔵庫、エアコン) の回収を定着させ、不法投棄処理件数 (台数) 0 台をめざします。	●家電リサイクル法に基づくフロン封入製品 (冷蔵庫、エアコン) の不法投棄処理件数 (台数)	・ 6 台 【H. 17 36 台】	

基本目標	長期目標	短期目標 (平成 22 年度)	管理指標	管理指標の現状 (平成 18 年度実績) 【 】内は評価理由を示す	結果の評価	
みんなが身近な暮らしの中で環境について考え、行動するまち多摩 ——輪のまちづくり——	酸性雨の防止	●大気汚染物質（二酸化いおう、二酸化窒素）濃度が大気汚染に係る環境基準値を下回することをめざします。	●大気汚染物質（二酸化いおう、二酸化窒素）濃度が環境基準値を下回った割合（環境基準値を下回った地点数）／（全測定地点数）	・二酸化いおう、二酸化窒素の環境基準達成率 100% 【H. 17 年度 達成率 100%】	目標達成	
			●愛宕測定局における酸性雨の測定結果	・pH4.5（平成 17 年度） 【過去 10 年間平均 pH 4.57】	→	
	森林の保全	●将来にわたって持続性の高い緑地面積率を約 37%以上確保します。 ●再生利用率を約 32.4%に増加します。	●将来にわたって持続性の高い緑地面積率 ●再生利用率〔総再生利用量／〔ごみ総発生量（総再生利用量含む）〕] ●多摩市リサイクル協力店の数			再掲のため省略
	人づくり	環境教育の充実	●学校における環境教育の時間、特に体験学習の時間を増やします。	●小中学校における項目別環境教育の取組校数の割合（取組を実施した小中学校数／全小中学校数）	・何らかの活動を行っている学校数 31/31 【H. 17 31/31】	→
		環境学習の拡充	●環境学習の場・機会や参加人数を増やします。	●市及びパルテノン多摩（（財）多摩市文化振興財団）が主催する環境学習事業の実施数、参加者数		再掲のため省略
			●環境保全のための指導者・リーダーなどの人材を増やします。	●指導者・多摩市生涯学習市民バンクへの環境関連人材の登録数	・多摩市生涯学習市民バンク登録数 6 人 【H17 6 人】	→
	パートナーシップづくり	●パートナーシップ形成のためのベースをつくります。	●「多摩市民環境会議」の活動状況	・新たな取組みを行うなど、活動も広がりつつあります。	→	
			●「環境子ども会議」の設置と活動状況	・未設置	未設置	
	フォローアップ体制づくり	環境情報の収集・公開体制の確立	●環境に関する情報収集量・公開の方法を増やします。	●図書館行政資料コーナーにおける環境に関する情報資料数	・資料数は微増	→
				●多摩市環境ホームページへのアクセス件数	・一部公式ホームページで開設しているが、独立した環境ホームページは未開設	未設置
		市民参加体制の確立	●市民参加による市の環境マネジメントシステムの確立・運用を目指します。	●多摩市環境審議会における本計画の目標の達成状況や市の環境に係る施策の点検・評価、見直し・改善の実施の有無などの確認状況	・環境マネジメントシステムの確立	↗

(2) 環境行動計画

環境行動計画について、多摩市環境マネジメントシステムの自己点検手順等に基づいて平成 18 年度単年度目標の実施状況を把握・評価し、平成 22 年度目標の達成に向けた取組方針等を検討しました。また、平成 22 年度目標の達成に向けて、関連事業を設定し、より具体的に実施している事項もあります。

以下は、その検討結果の概要を示したものです。また、半期ごとに点検・評価を行い、「P (Plan: 計画立案) - D (Do: 実践) - C (Check: 点検・評価) - A (Action: 見直し・改善) サイクルに基づく事務事業評価」を実施します。

なお、《平成 18 年度実績と今後の評価等》は、取組実績の評価に重点が置かれた評価となっています。環境行動計画の評価・見直しは、当該事業の達成状況だけでなく、予算の執行状況、取組の経緯、実施結果に関する問題点・課題と改善策、関連施策・事業に関する提案（追加、修正、削除等）等の広範な評価・見直しを含んだものです。

環境行動計画の施策ごとの取組状況と評価結果は次頁以降のとおりです。

次頁以降 (P 40 から P 71) の見方

※環境基本計画に定める施策のうち、特に重要なもの等を環境行動計画の施策として位置付けています。それらの施策について、P 83 にある「環境行動計画の目標と関連事業」の表の項目ごとに平成 18 年度の結果等を詳しく説明しています。

《対象施策》

多摩市環境基本計画の長期目標を実現するための市の施策。

【平成 22 年度目標】

多摩市環境基本計画の長期目標を実現するための平成 22 年度目標。

《平成 18 年度単年度目標》

平成 22 年度目標を達成するため、各単年度ごとに設定した目標。

(■ 単年度目標の関連を示す)

《関連事業》

平成 22 年度目標を達成するため単年度目標とは別に設定した関連事業。

(□ 関連事業の関連を示す)

《平成 18 年度実績》

■ 平成 18 年度単年度目標及び □ 関連事業の平成 18 年度実績。

《平成 18 年度実績と今後の評価等》

平成 18 年度実績を踏まえ、平成 18 年度の評価と次年度以降の取組内容他。

自然環境の保全等

みどりの保全・創出【担当所管課：公園緑地課】

《対象施策》

「多摩すみどりの基本計画」の推進・見直し

【平成 22 年度短期目標】

平成 22 年度までに、将来にわたって永続性の高い緑地面積率を^{※P41}37%以上確保することをめざします。

《平成 18 年度単年度目標》

■将来にわたって永続性の高い緑地面積を 4ha 以上確保する。

関連事業

- 緑化基金等の活用による取得
- 宅地開発指導要綱による民有地の緑化の推進
- 新住事業による緑地の引継ぎ

《平成 18 年度実績》

■合計 163,220.19m²増加し、緑地面積率は 33.80%となった。

平成 18 年度の増加実績（新住事業等による緑地の引継ぎ）

- ・ 独立行政法人都市再生機構
(旧都市基盤整備公団) より引継ぎ 162,800 m²
- ・ 区画整理事業・開発等による 400 m² 計 163,220.19 m²

緑化基金等の活用による取得

独立行政法人都市再生機構より永山緑地他 6 区画購入取得【30,477.38 m²】

宅地開発指導要綱による緑化

申請 40 件、開発面積 6,232 m²の 10%の緑化を指導した。

新住事業による緑地の引継ぎ

18 年度引継ぎ予定の「永山二丁目緑地」他の調整を行い 132,506.07 m²引き継いだ。

参考：管理指標の推移

単位%

管理指標	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	目標年次 (22 年度)
将来にわたって永続性の高い緑地面積率	32.47 (6,844,000 m ²)	32.59 (6,860,000 m ²)	33.02 (6,950,000 m ²)	33.80 (163,220.19 m ²)	永続性の高い緑地面積率 37%以上

* 「将来にわたって永続性の高い緑地面積率」：公園等の都市施設とする緑地、緑地保全のため法律などに基づいて指定された地区や地域、社寺境内地や大学、病院等の社会通念上安定した緑地

* () 内は増加面積

《平成 18 年度実績と今後の評価等》

面積は 163,220.19 m²の増加で、新規の公園緑地等の開設によるものです。また、都市公園以外の緑被率の見直しによる増分も含めております。率 1 %数値を上げるには、面積的に

は約 21 h a (21 万 m²)、多摩中央公園を 2 つ分という大変大きな面積です。近年の財政状況の悪化により、今後は用地取得がさらに厳しい状況になってくることから、借用等を主とした手法により民有地の確保を図っていくことが必要です。

みどりの基本計画は、平成 11 年 3 月に策定しましたが、市民の公園に対する意識や財政状況の変化など公園行政を取巻く状況が変化しています。また、公園面積の確保や公園管理のあり方も時代に即した形で対応する必要があるので、必要に応じて見直しを行いながら、みどりの保全・創出を推進します。

※みどりの基本計画では将来にわたって永続性の高い緑地面積率^{※P41}37% (7,799,600 m²) を目標値としておりますが、緑地面積率を 1%上げるには 210,000 m² (多摩中央公園 2 つ分に相当) という大きな面積が必要です。

■本年度は 163,220.19 m² の増加で、新規公園緑地等の開設によるものです。また、近年の財政状況の悪化により、今後は用地取得がさらに厳しい状況になってくることが予測できるが、国庫補助等の活用による用地買収を行なっていく、民有地の確保を図っていくことが必要です。

□みどりの基本計画に基づく重要拠点の取得について、積極的な買収を含めて緑地の確保に努めていく方針を決定しました。

□多摩ニュータウン以外の区域は市民一人当たりの公園面積が少ないが、今後も引き続き民有地の取得等を図り、緑地面積の確保をしていきます。

□現存する緑地の維持保全についての手法を検討していきます。

□壁面緑化については昨年に引き続き検討します。

□緑化基金等の活用による取得は、永山駅前緑地と多摩ニュータウンに残る宅地 6 区画を緑地として、独立行政法人都市再生機構より購入した。購入後の維持管理を市民協働にて行なっていくための交渉を進めるとともに、市民協働による制度の見直しを行なっていきます。

□新住事業による計画的な引継ぎは、今年度引継予定の「百草団地周辺緑地」等順調に取得できました。



※ 緑地面積率 37% の目標設定は、計画策定時に永続性の高い緑地が 32% 確保されており、今後既存民有樹木の保全・活用などにより新規に永続的に緑地として確保できそうな約 123ha を含み 37% としたものです。

水辺環境の保全・回復【担当所管課：公園緑地課、下水道課、環境推進課、道路交通課】

《対象施策》

多摩川・大栗川合流点付近の水辺環境の保全

【平成 22 年度短期目標】

- ・河川の水質汚濁に係る環境基準（河川類型 B 類型を適用）を達成することをめざす。
- ・大栗川・乞田川の河川水量の増量をめざす。
- ・BOD（生物化学的酸素要求量）；3m g /L 以下
- ・水辺の自然度の向上をめざす。

上記の目標を踏まえ、住民参加による水辺環境づくりを進める。空間の保全を進める。

《平成 18 年度単年度目標》

- 多摩川・大栗川合流点付近（連光寺崖線）の水辺環境の保全を進め、制度的に安定した緑地としていく。
- 合流点付近の水生生物を定点観測し、経過観察していく。
- 水辺に関する学習会を実施し、環境保全に対する啓発を行う。

関連事業

- 都と連携して大栗川・乞田川、水路などの適切な場所の親水化を図るとともに、水辺散策ルートの設定など水辺に親しめる空間づくりを進める。
- 水路敷の維持管理を行うために必要となる台帳整備の準備
- 永山橋付近乞田川護岸の親水化工事
- 水辺観察会の実施。

《平成 18 年度実績》

- 合流点付近の連光寺崖線について、平成 18 年 8 月に都の緑地保全地区等への指定を要望した。
- 定点観測等の実施（大栗川）
魚類：8 種類、85 個体を確認。
- 水辺観察会を平成 18 年 6 月 4 日（日）、参加者は市民 56 名・実行委員 6 名・協力者 4 名で実施された。
- 水路台帳の整備については、地籍測量の進捗に合わせ、その成果等の活用により徐々にデータの収集、修正を行なっているが、水路の整備計画の作成についてはあまり進んでいない。治水対策上問題のある護岸については、安全を確保するため補修等を行った。
- 乞田川永山橋付近の親水化工事は、引き続き永山橋下流で今年度から新たに 4 ヶ年計画で永山橋下流両岸 300m が計画され、今年度は、永山橋下流右岸 140m の工事が完了した。また、大栗川を楽しむ会が観察会や大栗川水辺祭りを実施した。

参考：管理指標の推移（各測定地点については、多摩市環境地図を参照）

【大栗川】（測定地点数、時点：3地点、4季、平成16年度より3季、平成17年度から2季とする。）
 （分数表示：環境基準達成季／4季、平成16年度より環境基準達成季／3季、平成17年度より環境基準達成季／2季）

管理指標	16年度			17年度			18年度			目標年次 (22年度)
	久保ヶ下橋	新大栗橋	合流点手前	久保ヶ下橋	新大栗橋	合流点手前	久保ヶ下橋	新大栗橋	合流点手前	
BOD濃度が環境基準値を下回った割合	1/3	1/3	1/3	1/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
河川流量 (m ³ /s)	0.29	0.32	0.38	0.40	0.44	0.49	0.40	0.50	0.90	増やす
魚類の種数(種)	7	16	15	7	14	11	4	2	8	
魚類の個体数(尾)	240	258	374	78	272	66	70	90	85	

【乞田川】（測定地点数、時点：2地点、4季、平成16年度より3季、平成17年度から2季とする。）
 （分数表示：環境基準達成季／4季、平成16年度より環境基準達成季／3季、平成17年度より環境基準達成季／2季）

管理指標	16年度		17年度		18年度		目標年次 (22年度)
	稲荷橋	行幸橋	稲荷橋	行幸橋	稲荷橋	行幸橋	
BOD濃度が環境基準値を下回った割合	2/3	3/3	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
河川流量 (m ³ /s)	0.028	0.079	0.062	0.185	0.041	0.147	増やす
魚類の種数(種)	2	3	2	3	1	1	
魚類の個体数(尾)	7	7	7	3	8	3	

※ 魚類の種数及び個体数の調査方法

基準線を中心に上下流域各20m（計40m）の範囲を3人で1時間採取し集計する。

※ 定点での調査のため、天候や川の状況により毎年増減し、川全体の正確な数の把握には至らない。また、平成17年度は大栗川でオオクチバス3匹を確認した。

【多摩川】（測定地点数、時点：1地点、2季）

（分数表示：環境基準達成季／2季）

管理指標	16年度	17年度	18年度	目標年次 (22年度)
	稲城市境	稲城市境	稲城市境	
BOD濃度が環境基準値を下回った割合	1/2	2/2	2/2	2/2

■ は環境基準未達成季があることを示す

《平成18年度実績と今後の評価等》

■ 合流点付近の連光寺崖線の都緑地保全地区等への指定に向け、今後も同地区については、都緑地保全地区指定について引続き要望を行っていきます。また、みどりの拠点化を進める地区において、特別緑地保全地区の都市計画決定や都指定の保全地域への指定など、都と協働して限りある緑地を保全していきます。

■ 定点観測等の実施

魚種について前年度と比較すると、大栗川は種類数及び個体数とも全体的に減少傾向にあり、乞田川では種類数は横這いであったが個体数は減少しました。

魚類の種類数及び個体数については、データ収集方法等によって左右されることが伺えるため収集方法の改善やデータの蓄積を図るとともに、植生なども含めた生物多様性の実態を観察していくことが必要と考えます。

また、河川の良い生息環境を確保するには、河川構造や上流域の下水道整備状況にも影響されるため、関係機関への要望を行いました。

- 水路台帳の整備については、地籍測量の進捗に合わせ、その成果等の活用により徐々にデータの収集、修正を行なっていますが、水路の整備計画の作成についてはあまり進んでいません。また、用水路の整備については、老朽化などにより治水対策上問題のある用水路の護岸については維持管理上、安全を確保するため、随時護岸の補修、整備を行っていきます。
- 老朽化等による護岸工事の際には、今後も引き続き都へ親水化を要望して行きます。また、河川環境を考える市民主体の会の創設を引き続き支援するとともに、市民、市、都の3者による協議会等の創設を目指します。

乞田川親水化



永山小橋下流より上流方向へ撮影



永山小橋下流より上流方向へ撮影

都市環境の保全等

公園緑地の確保 【担当所管課：公園緑地課】

《対象施策》

活動団体との連携

【平成 22 年度短期目標】

- ・平成 22 年度までに、1 人当たりの都市公園面積 13 m²（広域公園を含まない）以上の確保をめざす。
- ・アダプトの数を増やす。

《平成 18 年度単年度目標》

- グリーンボランティア 5 期の終了、6 期の立ち上げ、登録ボランティアの活動の継続に努める。

関連事業

- 既存地区に残る貴重な緑地の取得

《平成 18 年度実績》

- ボランティア育成のためにグリーンボランティア講座を 1 回／月、計 11 回実施し 25 名が修了した。修了者のうち 18 名が引続き活動を継続（継続割合 76%）している。また、6 期は（平成 18 年 12 月）33 名で開講した。
- 市民参加の管理公園数
 - ・公園愛護会による管理公園数 119 公園
 - ・アダプト制度による管理公園数 13 公園
 - ・グリーンボランティアによる管理公園数 4 公園

参考：管理指標の推移

管理指標	16 年度	17 年度	18 年度	目標年次 (22 年度)
1 人当たりの都市公園面積 (広域公園を含まない) (m ²)	12.46	12.91	13.22	13
市民参加の管理公園数（ヶ所） 「公園愛護会の数」を短期目標・ 管理指標としていたが平成 14 年 度からアダプト制度と平成 16 年 度からグリーンボランティアも加 えた「市民参加の管理公園数」と する。	154	153	136	増やす

児童遊園については、平成 15 年度多摩市児童遊園条例が廃止され、都市公園に含まれるため平成 16 年度より削除。

□公園の整備

概ね、順調に進行

都市公園面積 1,921,424.44 m² (H19.4.1 現在人口 145,247 人)

市民1人当たりの都市公園面積 13.22 m²/人 (広域公園含まない)

1人あたり0.31 m²の増加となりました。要因としては、公団等から引き継いだ緑地を供用開始したことや、区画整理事業による公園、開発による提供公園等により、公園緑地面積が163,220.19 m²増加したことにより

買収による取得 (永山駅前緑地他)・・・30,477.38 m²

引継による取得 (豊ヶ丘の杜緑地)・・・82,171.42 m²

寄付による取得 (貝取山緑地)・・・50,323.35 m²

帰属による取得(とぼり公園)・・・396.07 m²

用途廃止による減・・・213 m²

参考：多摩市の公園緑地整備量 (平成19年4月1日現在)

区分	ニュータウン地域		既存地域		合計	
	公園数 (カ所)	面積 (m ²)	公園数 (カ所)	面積 (m ²)	公園数 (カ所)	面積 (m ²)
街 区 公 園	81	323,706.89	52	77,279.21	133	400,986.10
近 隣 公 園	17	490,366.55	8	141,007.40	25	631,373.95
地 区 公 園	2	172,596.94	1	11,583.03	3	184,179.97
総 合 公 園	1	114,620.00	0	0	1	114,620.00
都 市 緑 地	28	541,336.31	11	48,928.11	39	590,264.42
小 計	129	1,642,626.69	72	278,797.75	201	1,921,424.44
広 域 公 園	0	0.00	1	278,775.13	1	278,775.13
合 計	129	1,642,626.69	73	557,572.88	202	2,200,199.57
市民1人当たり					13.22 m ²	

出典：多摩市公園緑地課資料 (平成19年4月)

住民基台帳 (平成19年4月1日現在)

人口 145,247 人

《平成18年度実績と今後の評価等》

受講者には当初、講座日程をお知らせしていますが、10ヶ月の中で出席できない日もあることから、70%の出席率まで修了としました。

□1人あたり0.31 m²の増加となりました。要因としては、公団等から引き継いだ緑地を供用開始したことや、区画整理事業による公園、開発による提供公園等により、公園緑地面積が163,220.19 m²増加したことにより

景観の保全・創出 【担当所管課：都市計画課】

《対象施策》

地区の街づくりルール確立

【平成 22 年度短期目標】

- ・みどりと都市とが調和した景観を保全する。
- ・市民参加による街づくり（景観づくり）を進める。

《平成 18 年度単年度目標》

■地区計画（新規 5 地区）決定に向け地域住民・東京都の同意を得る。

関連事業

□街づくりへの市民参加の支援

《平成 18 年度実績》

■地区計画決定

地区計画新規 5 地区（豊ヶ丘二丁目地区地区計画・豊ヶ丘一丁目北地区地区計画、南野二丁目地区地区計画、中沢二丁目地区地区計画、諏訪地区地区計画）を都市計画審議会に協議付議し、答申を得て決定した。また、永山地区の一団地の住宅施設を地区計画に移行すべく、地区計画の決定に向け継続して調整中。

□街づくりへの市民参加の支援

市民参加の街づくりを推進し、街づくりの理解を深めていく機会を設けるとともに将来街づくり協議会の核となる人材を育成した。

街づくり講座 I 4 回実施 18 名参加

街づくり講座 II 2 回実施 17 名参加

コンサルタント派遣 1 回

参考：管理指標による推移

管理指標		16 年度	17 年度	18 年度	目標年次 (22 年度)
地区まちづくり計画 を策定している地区 の数	地区計画 決定地区数	20 地区	22 地区	27 地区	増やす
	建築協定 締結地区数	17 地区	16 地区	16 地区	地区計画に 移行
定点からの景観の状況		写真撮影	写真撮影	写真撮影	経過観察

《平成 18 年度実績と今後の評価等》

■地区計画の地区数と区域面積については、平成 17 年度と比較して、平成 18 年度では、5 地区増の 27 地区、面積で 70.6ha 増の 461.3ha です。

□乱開発を防止し、生活環境の快適性の維持・増進を図り、計画的なまちづくりを進めるため、地域の住民の方々等の賛同を得ながら、都市計画法に基づき、地区計画等の街づくりのルールを普及・促進していますが、このまちづくりを推進するため、市民の方々に対しては、自主的なまちづくり活動を支援する施策として、街づくり講座の開催や地区街づくりコンサルタント派遣制度、地区街づくり助成金制度を設けており、すでに多くの市民の方々や自治会、あるいは、地区の建築協定委員を中心とする組織への支援を行っています。

《対象施策》

体験学習の機会の提供

【平成 22 年度短期目標】

- ・歴史文化継承事業の実施回数及び参加人数を増やす。

《平成 18 年度単年度目標》

講座、学習会等を年 4 回開催する。

- 炭焼き体験会等の体験学習を年 7 回開催する。

《平成 18 年度実績》

■講座等開催回数	8 回	参加者	258 名
■炭焼き体験事業開催	4 回	参加者	120 名
ぞうり作り体験会等開催	2 回	参加者	52 名

参考：管理指標の推移 (歴史・文化)

管理指標		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
学習講座・ 公演会等	実施数	28 事業	27 事業	15 事業
	参加者数	1,307 人	1,224 人	2,220 人
展示会	実施数	10 事業	11 事業	7 事業
	確認入場者数	79,282 人	78,585 人	72,669 人

《平成 18 年度実績と今後の評価等》

- 体験学習の内容を若干変更して、講座等の実施回数と多数の参加可能な事業を増し実施した結果、参加者は昨年度を上回ることが出来た。また、より若い世代の講師・後継者の育成や文化財協力員(ボランティア)等を育成し、市民協働による事業の展開を進めます。

《対象施策》

啓発事業の実施

【平成 22 年度短期目標】

ごみのポイ捨て、捨て看板の量や路上駐車・放置自転車数の削減をめざす。

《平成 18 年度単年度目標》

- 放置自転車返還時に放置禁止の啓発を実施し、再発防止を図る。
- 路上駐車・放置自転車の防止等を図るため、駐輪場・駐車場への利用促進の街頭キャンペーンを実施する。
- 永山駅・聖蹟桜ヶ丘駅に喫煙スポット設置と路上喫煙禁止区域の設定

《平成 18 年度実績》

■ 放置自転車返還時の啓発

① 放置自転車台数 562 台

(市内 4 駅における 11 時、16 時、22 時の放置自転車等(原付・バイク含)調査台数の平均値)

② 放置自転車返還時の啓発

3,849 人に放置自転車等の返還時に放置防止と駐輪場の利用促進の啓発を図った。

上半期 2,072 人 58%(対撤去台数)(前年度 58%)

下半期 1,777 人 67%(対撤去台数)(前年度 60%)

■ 路上駐車・放置自転車の防止等を図るため啓発活動の徹底を図るため、キャンペーン等啓発活動を増し実施した。

上半期 9 回、下半期 9 回 合計 18 回実施(前年度 15 回)

■ 永山駅・聖蹟桜ヶ丘駅に喫煙スポット設置と路上喫煙禁止区域を計画どおり設定した。また、喫煙マナーアップキャンペーンを 8 月に 8 回(参加者数 200 名)、11 月に 4 回(参加者数 137 名)で実施した。

参考：管理指標の推移

管理指標	16 年度	17 年度	18 年度	目標年次 (平成 22 年度)
捨て看板の回収量	1,534 件	4,693 件	7,147 件	減らす
瞬間路上駐車台数	670 台	590 台	326 台	500 台
放置自転車等の台数	1,131 台	555 台	562 台	700 台

※捨て看板の回収量とは、立看板、はり札、はり紙の回収量をいう。

※路上駐車の数発件数は、取り締まり回数により左右されるため、平成 16 年度から警視庁で行っている瞬間路上駐車台数とした。

《平成 18 年度実績と今後の評価等》

■ 路上駐車の数発数、放置自転車等

放置自転車等の台数については、放置が多く見られる場所に対して重点的に啓発活動を強化したことで、平成 17 年度と比較し放置台数は減少したが、利用しやすい駐輪場等の環境整備を行い放置防止等の対策の強化が必要です。

路上喫煙禁止区域について、平成 17 年度(多摩センター駅周辺、唐木田周辺) 続き聖蹟桜ヶ丘駅周辺、永山駅周辺での取り組みを開始し市内 4 駅すべてに喫煙スポットの設置と路上禁煙指定区域の設定をしました。喫煙スポットは多くの喫煙者に使用され分煙化に寄与しており、駅周辺での喫煙者も減少していますが、より一層の禁煙表示の充実や啓発活動等を実施していきます。なお、喫煙スポットの吸殻の清掃は地元企業の好意で行っていただい

おり、タバコの空き箱や空き缶を捨てたりしないようにお願いします。
 □捨て看板の回収量については、マンション開発等による不動産販売の看板が急増したことで前年度に続き大きく上回りました。なお、本来捨て看板は違法であり、街の美観を損なうだけでなく、通行等の安全上も支障があるため設置者に対して、その認識を高めるための施策が必要です。そのためには、一地域だけの取組ではなく規制のための広域での対応をとることが必要です。よって、都の条例化等の動向を注視するとともにその状況把握に努めます。

路上喫煙禁止区域
17年度 実施区域



18年度 実施区域



□ は禁止区域 ★ は喫煙スポット

公害の防止

【担当所管課：道路交通課、環境推進課】

大気汚染の防止

《対象施策》

自動車交通量抑制対策の推進

【平成 22 年度短期目標】

すべての測定地点・時期において、大気汚染物質（SO₂、NO₂、SPM、Ox、CO）濃度がすべて大気汚染に係る環境基準値を下回ることをめざす。

《平成 18 年度単年度目標》

交通安全市民のつどい、春・秋の交通安全運動、街頭活動、たま広報等のあらゆる機会をとらえ普及、啓発活動を行う。

公用車の使用抑制（水曜日の使用 10%削減）

11月から3月のノーカーデー（週一度）の取り組みについて、対象職員の80%の参加を目指す。

《平成 18 年度実績》

交通安全のつどいなど、あらゆる機会をとらえ普及啓発キャンペーンを実施した。

市民のつどい	1回	2,000人
春・秋の交通安全運動	各1回	
運転者講習会	6回	136人
巡回広報	21回	
街頭キャンペーン	18回	

公用車の使用抑制（水曜日の使用削減）は15.75%になり目標は達成できた。

ノーカーデー対象職員の参加割合

対象職員の参加割合は、昨年度（58%）より減少し、平成18年度は56.9%と昨年度と同様に目標は達成できなかった。

《平成 18 年度実績と今後の評価等》

大気汚染の状況

大気汚染の原因は、ばい煙等を発生させる工場・事業場等の固定発生源と自動車等の移動発生源に大別されます。そのうち市内には、ばい煙を発生させる事業所が他市に比べて少なく、市内の大気汚染のほとんどが自動車等の移動発生源によるものと推測されます。

平成18年度は主要幹線道路の道路端4地点（新大栗橋交差点・一ノ宮交差点・多摩卸売市場交差点・多摩第三小学校）と後背地1地点（豊ヶ丘5丁目）の計5地点について大気環境基準物質5項目を中心に年2回調査を行いました。

その結果、光化学オキシダントはすべての調査地点（5地点）で環境基準値を超えていましたが、その他の項目はすべて環境基準値以下となっていました。なお、二酸化窒素や浮遊粒子状物質は平成16年度に大きく改善したものの、平成17年度以降は環境基準値以下ではあるが全体的に増加傾向を示していました。原因は不明ですが、平成16年度の傾向は平成15年10月から始まったディーゼル車規制による影響と推測されます。また、平成17年度以降については、ここ数年の自動車交通量が横這いもしくは微増傾向に推移し

ていることを考慮すると、測定期間内の風向きによる区部からの大気の流れや冬季における逆転層の形成等、気象状況による影響が原因の一つとして考えられます。

今後の課題と対策については、広域的な対策が必要な中で、多摩市ではノーカーデーの実施や多摩市交通マスタープランに基づく環境負荷の軽減・公共交通網の充実・市民意識の高揚等を推進し、さらに、東京都の環境確保条例によるディーゼル自動車対策やアイドリングストップ、京都議定書発効に伴うCO₂削減に向けた啓発活動を継続的に進めることによって、大気環境の改善がさらに進むものと考えます。

公用車の使用抑制

平成14年度より単年度目標として「毎年水曜日の使用10%削減」を掲げてきたが、昨年に続き目標を達成することができました。また、今年も使用抑制に加えアイドリングストップ等のエコドライブを実施しました。

ノーカーデーの職員の取組

車通勤職員の自主的な環境配慮にむけた取組に対して、飲酒運転防止を含め、前年度に続き啓発に努めます。

参考：管理指標の推移（各測定地点については、多摩市環境地図を参照）

測定地点数：5地点 環境基準達成地点数 / 測定地点数

項目	16年度				17年度				18年度				目標年次 (22年度)
	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	
二酸化いおう	5/5	5/5	5/5	5/5		5/5		5/5	-	5/5		5/5	5/5
二酸化窒素	5/5	5/5	5/5	4/5		5/5		5/5	-	5/5		5/5	5/5
浮遊粒子状物質	4/5	5/5	5/5	5/5		5/5		5/5	-	5/5		5/5	5/5
光化学オキシダント	1/2	2/2	-	-		0/5		0/5	-	0/5		0/5	5/5
一酸化炭素	5/5	5/5	5/5	5/5		5/5		5/5	-	5/5		5/5	5/5

調査季節の変更：春夏秋冬を夏冬に変更

■ は環境基準未達成地点があることを示す。

光化学オキシダント

測定地点	環境基準を超えた測定数値の 最高値 (ppm)	環境基準を達成した日数 / 測定日数	測定時期
豊ヶ丘5丁目 (後背地)	0.172	2/7	春季
新大栗橋交差点 (道路端)	0.163	2/7	夏季

環境基準：昼間の1時間値が0.06ppm以下であること

平成18年度未達成場所及び測定結果（測定日数は7日間）

水質汚濁の防止 【担当所管課：環境推進課、下水道課】

《対象施策》

下水道（雨水管）への汚濁物質混入の防止

【平成 22 年度短期目標】

すべての測定地点・時期において、水質汚濁に係る環境基準（河川類型 B 類型を適用）の達成をめざす。

B 類型：生物化学的酸素要求量（BOD）、水素イオン濃度（pH）、大腸菌群数、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）の 5 項目に環境基準を設けたもの。

《平成 18 年度単年度目標》

水質異常事故の原因を究明し、再発防止の指導を行う。

水質異常事故の是正件数 50% を目指す。

《平成 18 年度実績》

水質異常事故の原因究明・再発防止の指導

水質異常事故 前期 13 件（前年度 13 件） 究明件数 5 件（前年度 6 件）

後期 16 件（前年度 9 件） 究明件数 10 件（前年度 2 件）

是正件数 51.7%（前年度 36%）

参考：管理指標の推移（各測定地点については、多摩市環境地図を参照）

【多摩川】（測定地点数：1 地点）

環境基準達成地点数 / 地点数

項目	16 年度				17 年度				18 年度				目標年次 (22 年度)
	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	
BOD	0/1	-	1/1	-	1/1	-	1/1	-	1/1	-	1/1	-	1/1
pH	1/1	-	1/1	-	1/1	-	1/1	-	1/1	-	1/1	-	1/1
SS	1/1	-	1/1	-	1/1	-	1/1	-	1/1	-	1/1	-	1/1
DO	1/1	-	1/1	-	1/1	-	1/1	-	1/1	-	1/1	-	1/1

注) 多摩川稲城市境では、大腸菌群数は測定していない。

調査季節の変更：春夏秋を夏冬に変更

【大栗川】（測定地点数：3 地点）

環境基準達成地点数 / 地点数

項目	16 年度				17 年度				18 年度				目標年次 (22 年度)
	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	
BOD	1/3	2/3	-	0/3		3/3		2/3	-	3/3		3/3	3/3
pH	3/3	0/3	-	3/3		3/3		2/3	-	3/3		2/3	3/3
大腸菌群数	0/3	2/3	-	2/3		0/3		0/3	-	3/3		0/3	3/3
SS	3/3	3/3	-	3/3		3/3		2/3	-	3/3		3/3	3/3
DO	3/3	3/3	-	3/3		3/3		3/3	-	3/3		3/3	3/3


調査季節の変更：春夏秋を夏冬に変更

【乞田川】(測定地点数：2地点)

環境基準達成地点数 / 地点数

項目	16年度				17年度				18年度				目標年次 (22年度)
	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	
BOD	2/2	2/2	-	1/2	-	2/2	-	2/2		2/2		2/2	2/2
pH	1/2	2/2	-	2/2	-	1/2	-	0/2		2/2		2/2	2/2
大腸菌群数	1/2	1/2	-	2/2	-	0/2	-	1/2		1/2		0/2	2/2
SS	2/2	2/2	-	2/2	-	2/2	-	2/2		2/2		2/2	2/2
DO	2/2	2/2	-	2/2	-	2/2	-	2/2		2/2		2/2	2/2

調査季節の変更：春夏秋を夏冬に変更

 は環境基準未達成地点があることを示す。

《平成 18 年度実績と今後の評価等》

水質異常事故の原因究明及び原因者へ再発防止のための指導と多摩市開発等指導要綱事前協議等における啓発を図った。今後も同様に啓発を行います。

是正件数

事故件数は上半期・下半期とも増えたが是正件数も増え単年度目標（是正件数 50 以上）を達成することが出来ました。しかし、事故件数は増加しており開発関係事業による水質汚濁についての事前協議等での更なる啓発を図るとともに、是正件数の改善のためには広く市民にも川への関心を喚起し、また、下水道管理者との連携をし原因特定件数の一層の向上を目指します。

水質汚濁の状況

大栗川 3 地点、乞田川 2 地点において定期モニタリングを実施しています。さらに、2 区 17 市で実施する多摩川合同調査（多摩川稲城市境）を年 2 回実施しています。

平成 18 年度の河川調査の結果をみると、^(P14)BOD はすべての調査地点で環境基準値以下で、^(P14)DO についてもすべての調査地点で環境基準値以下でした。

^(P14)pH については、毎年、アルカリ性へ強く傾き、環境基準値を超える傾向があるが、平成 18 年度は大栗川（新大栗橋）の冬季に環境基準値を超えたものの、その他の調査地点及び乞田川ではすべての調査地点で環境基準値の範囲にあり、全体として改善傾向が見られました。pH がアルカリ性に傾く要因は、河床に繁茂する付着藻類の活発な光合成作用によるものと考えられます。ただし藻類が繁茂した原因として、人為的な富栄養化が間接的に影響していることは否定できません。

大腸菌群数については、平成 17 年度と比較して測定値が下がったが、すべての調査地点で環境基準値を超えていました。原因は、平成 17・18 年度に行った乞田川・大栗川の大腸菌追跡調査の結果から、病原性をもつ大腸菌の汚染の可能性は非常に低く、ほとんどが土壌等の自然由来によるものと考えられます。

（乞田川・大栗川大腸菌追跡調査結果について

http://www.city.tama.tokyo.jp/life/kankyo/river_daichokin.htm）

【乞田川・大栗川大腸菌追跡調査結果について】

～平成17年度夏季の乞田川行幸橋における異常値1,100,000MPN/100mlの原因について～

大腸菌は土壌や植物等、自然界に多く生息しており、そのほとんどは人に対して影響はないと言われていています。このような生息状況から、糞便性を含まない大腸菌群数のみの増加は、河川内への土砂等の流入が原因の一つとして考えられます。特に、平成17年度は乞田川や大栗川で護岸工事が行われており、平成17年夏の乞田川行幸橋の大腸菌群数1,100,000MPN/100mlはこのような影響と推測されます。

また、雨水幹線の追跡調査とあわせて、大栗川及び乞田川における大腸菌群数と糞便性大腸菌の実態把握を行いました。その結果、大腸菌群数はほぼすべての調査地点で環境基準値を超えていたものの、糞便性大腸菌はすべての調査地点で水浴場の判定基準を満たしています。

これらの結果からも、自然由来の大腸菌は多いものの、糞便由来の大腸菌は判定基準以下で少なく、大栗川や乞田川での水とのふれあいについては、いまのところ問題はないと判断しています。しかし、一部の雨水幹線からは一時的に汚濁水が流れ込んでいると推測されることから、今後も定期的な監視を継続して行きます。

乞田川・大栗川における大腸菌群数と糞便性大腸菌の検出状況

調査場所	乞田川 稻荷橋	乞田川 行幸橋	大栗川 久保下橋	大栗川 新大栗橋	大栗川 合流点手 前
調査日	H17.7.22	H17.7.21	H17.7.19	H17.7.19	H17.7.21
大腸菌群数（単位： MPN/100mL） （環境基準：5,000）	7,900	180	22,000	17,000	17,000
糞便性大腸菌（単位：個 /100mL） （判定基準：1,000）	280	3	130	170	770

《平成17年度 河川等調査業務委託報告書より》

有害化学物質対策 【担当所管課：環境推進課】

《対象施策》

情報提供システムの確立

【平成 22 年度短期目標】

有害化学物質に関する情報の収集を継続し、その情報を国や都などの関係機関と連携して市民・事業者に提供するため、多摩市公式ホームページに掲載する。

《平成 18 年度単年度目標》

市の公式ホームページでの掲載を継続し、内容を定期的に更新する。

《平成 18 年度実績》

市の調査結果を中心に、平成 18 年度のデータへ内容を更新した。

平成 18 年度環境調査に関する報告書（電子版）について、委託事業者と調整しデータ、掲載内容の改善を行い、多摩市公式ホームページへの掲載を継続した。

《平成 18 年度実績と今後の評価等》

調査報告書の PDF ファイルが調査部門ごとに形式がちまちちで、まとまりがなく分かりにくいいため、部門ごとに一つにまとめ、多摩市公式ホームページの改善を図ります。

また、今後も、データの更新を継続し、さらにホームページの見易さを図るとともに、都のホームページともリンクしながら情報量を増やして行きます。

《対象施策》

啓発事業の実施

【平成 22 年度短期目標】

- ・家庭系ごみの燃やせるごみと燃やせないごみの排出量を平成 16 年度 1 年間の排出量から 20%以上の削減をします。
- ・再生利用率を 32.4%まで増加させる。
- ・ごみの埋立処分量をゼロに近づける。

《平成 18 年度単年度目標》

ごみ排出量を年間 49,278t 以下に削減する。

再生利用率を 28.5%まで増加させる。

ごみの埋立処分量を年間 440t まで削減する。

関連事業

市民による集団回収、市による資源回収や店頭回収、事業者によるオフィス町内会や自己回収など、様々な再生利用ルートを確認するための支援等を行い、再生利用を進める。

- ・集団回収による資源化量 4,844t をめざす。
- ・オフィス町内会による資源化量 417t をめざす。

焼却残渣によるエコセメント事業の推進など中間処理における再生利用を進める。

《平成 18 年度実績》

ごみ排出量 年間 46,970 t

再生利用率 25.4%

埋立処分量 年間 913t

資源集団回収事業による回収量は前年同期に比べて減少しており、新聞店回収への移行等が考えられる。オフィス町内会は前年同期より減少しており、一部事業所に古紙等が減少したためである。

- ・集団回収による資源化量 4,193.73t (前年度 4,579.69t)
補助額 上期 10,597 千円 (前年度 11,721 千円)
下期 10,372 千円 (前年度 11,178 千円)
申請団体 上期 185 団体 (前年度 183 団体)
下期 188 団体 (前年度 184 団体)
- ・オフィス町内会による資源化量 394.775t (前年度 412.45t)
補助額 1,185 千円 (前年度 1,239 千円)

焼却残渣によるエコセメント事業

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合(平成 18 年 4 月 1 日より「東京たま広域資源循環組合」に名称変更)における、エコセメント施設が平成 18 年 7 月 1 日完成し、多摩市の焼却残渣から 2,480t (組合 52,000t) のエコセメントが生産されました。

参考：管理指標の推移

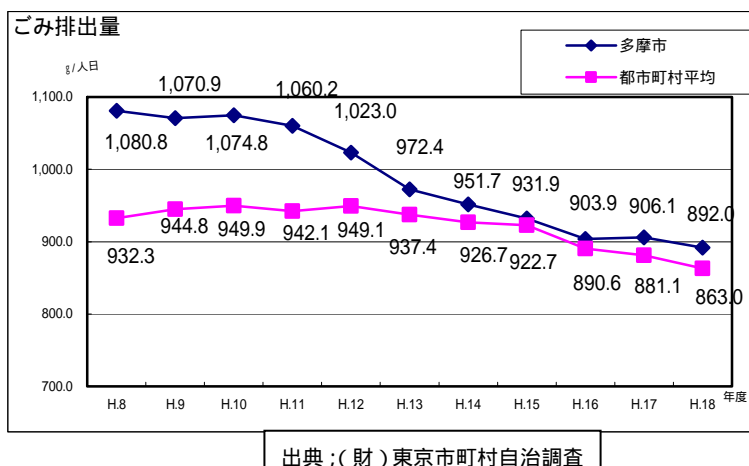
管理指標	16年度	17年度	18年度	目標年次 (22年度)
ごみ排出量 (t)	47,485 t	47,478	46,970	41,665
1人1日あたり (g)	903.9	906.1	892.0	771
家庭系ごみ排出量 (t)	36,829	35,725	35,881	33,054
1人1日あたり (g)	690.3	681.8	681.4	612
家庭系ごみの燃やせるごみ、燃やせないごみ (t)	27,986	27,850	27,988	22,643
1人1日あたり (g)	533	531	531	419
再生利用率 (%)	28.9	26.7	25.4	約32.4
ごみの埋立処分量 (t)	4,706	4,265	913	ゼロに近づける
リサイクル協力店数 (店)	21	22	22	増やす

平成16年度管路収集分を家庭系に区分しておりましたが、これを事業系と家庭系に再分類したことにより数値を変更した。

ごみ排出量 (家庭系+事業系) 再生利用率 [総再生利用量 / (ごみ総発生量 (総再生利用量含む))]

「ごみ埋立処分量」の平成22年度目標が「ゼロに近づける」とは、エコセメント事業により焼却灰をセメントとして活用し、埋立処分量を削減できる計画に基づく目標設定。

市町村1人1日平均当りのごみ排出量比較



《平成18年度実績と今後の評価等》

ごみ排出量の削減

平成18年度の総ごみ量は前年度比508tの減量となりましたが、これは、事業所が食品リサイクル法の施行や古紙の資源化等によって664t減少したことが大きく、家庭系のごみ量は前年度比156t増加しました。

ごみ排出量は平成12年10月の収集方法以来、着実に減少していましたが、17年7月から家庭系ごみ有料化に向けての拠点説明会等を実施してきたことから、所謂「駆け込み需用」が増加したと予想されます。行政回収に排出された資源の量は微減ですが、さらに、ごみ処理コストの削減のため、店頭回収、集団回収の拡充を図る必要があります。また近年、近隣自治体が家庭系ごみの有料化を実施したことで、1人1日あたりの排出量は、多摩地域の平均を超過していることから二ツ塚最終処分場の状況を踏まえ、ごみ減量は「まったなし」であることから、たまごみ会議等市民団体との連携を強化し、市民の目線にた

った啓発の充実を進めることが必要です。

ごみの埋立処分量の削減

東京たま広域資源循環組合のエコセメント施設が平成 18 年 7 月 1 日完成し、多摩市の焼却残渣からもエコセメントの生産が始りました。これにより埋立処分量の削減が図られていくものと考えられますが、更なる埋立量の減量が急務の課題であり、今後は燃やせないごみの約 6 割を占めるプラスチック類の資源化と、有料指定袋による家庭ごみ収集を含めたごみの減量と、市民、事業者と協働した発生抑制の取組み、資源化の推進を進めることが必要です。

再生利用の推進

資源化センターでの中間処理量と資源集団回収を併せて、前年度の回収量を僅かに下回る結果となっています。しかしながら、可燃ごみへの古紙類の混入や不燃ごみへのプラスチック製容器包装類の組成割合は依然として多く、店頭回収、集団回収の拡充を進めることが必要です。

平成 17 年度	中間処理 6,759t	集団回収 4,580t	計 11,339t
----------	-------------	-------------	-----------

平成 18 年度	中間処理 6,703t	集団回収 4,194t	計 10,897t
----------	-------------	-------------	-----------

ごみそのものの発生・排出量は前年度を若干下回り、また、市民 1 人あたりの排出量も同様に前年度を下回っている。資源集団回収量は微減傾向であります。このことを踏まえて施策を推進していかなければ再生利用率の目標は達成できない状況です。

集団回収について

集団回収については、廃棄物減量等推進委員等の効果により、前年度に比べて団体数が増えましたが、新聞店の回収に流れている傾向もあり、回収量は前年度より減少しました。オフィス町内会は、一部事業所が他の処理ルートへの移行等により、前年同期比より減少しました。

古紙分別の徹底について啓発を進めると共に、集団回収事業については、自治会等を通じて呼びかけを行なうほか、オフィス町内会についても多摩商工会議所と協議を進めながら、加入事業所等を増やしていきます。

レジ袋削減への取組み

市内の 21 店舗のスーパーに協力いただき、多摩市ルール(統一ステッカーとポスターによる呼びかけ等)の取組みを平成 17 年度に続き実施した。今後は他のコンビニエンス・ストア等に協力を求めて行きます。

その他の取組み

ごみの埋め立て処分量を削減するため平成 17 年度から開始した陶磁器のリサイクルでは、平成 18 年度は 6.4t が回収されリサイクルされました。

《平成 18 年度新規の取組》

多摩市のグリーン購入

多摩市では、平成 18 年 9 月に「多摩市グリーン購入推進方針」及び「多摩市グリーン購入ガイドライン」を作成しました。

これまでは平成 9 年度に作成された「多摩市再生品利用ガイドライン」に則り OA 用紙や印刷の選択及び、事務用品等の購入を行う一方、多摩市環境基本計画では「庁用車への低公害車の導入」、「再生品利用等の計画的な推進」、「公共施設や道路施設等への省エネルギー型機器の導入推進」を進めて来ました。

これらを含し多摩市の方針及び基準を作成することが必要なことや、平成 12 年に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」においても、都道府県及び市町村に環境物品等の調達方針の作成及び当該方針に基づく物品等の調達が義務付けられたことによりガイドラインを作成しました。

多摩市のグリーン購入についての方針構成は、グリーン購入の推進について基本的な考え方を定義した「多摩市グリーン購入推進方針」と多摩市が重点的にグリーン購入を推進する品目について、具体的な選択基準を定めた「多摩市グリーン購入ガイドライン」の 2 本柱とし、後者は必要に応じて逐次見直しを行うことにしています。

多摩市グリーン購入推進方針

< 目的・意義 >

多摩市が行う事業において、その必要となる原材料、部品、製品及び役務について、環境負荷の低減に資する物品等を調達することにより、環境負荷の低減を図る。また、市が率先して環境物品等を購入することにより、市民や事業者の環境に配慮した消費行動や環境負荷の少ない事業活動への転換を促すことを期待するものです。

< 対象とする範囲 >

市が調達する全ての物品及び公共工事における資材・建設機械・工法及び目的物等に適用しています。また、調達頻度が高く、かつ数値等により明確な判断の基準が設定できる物品等を『特定調達品目』とし、積極的にグリーン購入の推進を図ります。その品目及び調達にあたっての判断基準を「グリーン購入ガイドライン」に定めます。

『特定調達品目とするもの』

- (1) 消耗品及び備品の購入のうち調達頻度が高く、かつ数値等により明確な判断の基準が設定できるもの。
- (2) 印刷製本の発注
- (3) 公共工事における資材、建設機械、工法及び目的物

《平成 18 年度実績》

平成 18 年度の実績は次のとおりです。今年度は市全体のグリーン購入物品の購入状況等が把握ができていないことや、工事関係については東京都で集計方法を検討していることもあり、管理指標や集計方法等については今後検討して行きます。

1 物品関係

対象：総務契約課契約分（全消耗品：3万円以上の物品、消耗品・印刷製本：10万円以上）

管 理 指 標	グリーン購入比率
備品・消耗品・印刷製本のグリーン購入比率	76%

比率の算定方法：グリーン購入できた合計金額÷グリーン購入対象金額

2 工事関係

対象：工事費2,500万円以上及びその他必要とするもの。

(1) 契約工事数・・・16件

(2) 環境物品等（特別品目）使用実績概要

品目分類	品目名	単位	数量
建設発生土の有効利用を図る	建設発生土	m ³	1,468
	普通土（再利用センターストック）	m ³	114
	改良土	m ³	429
	路盤材	m ³	93
熱帯雨林材の使用を抑制するもの	環境配慮型型枠（複合合板等）	m ²	1,385
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもの	再生クラッシュラン	m ³	636
	再生粒度調整砕石	m ³	462
	再生加熱アスファルト混合物	t	6,432
	道路砕石	m ³	21
その他環境負荷の低減に寄与するもの	EM電線、EMケーブル	m	31,966

エネルギーの有効利用

【担当所管課：環境推進課、住宅課】

《対象施策》

省エネルギー意識と行動の普及・啓発事業の推進

【平成 22 年度短期目標】

- ・電力消費量を平成 14 年度レベルから 4.8%削減することをめざす。
- ・都市ガス消費量を平成 14 年度レベルから 4.8%削減することをめざす。

《平成 18 年度単年度目標》

自然エネルギーの有効利用を促進する。

関連事業

省エネルギー意識と行動の普及・啓発事業を進める。

住宅リフォーム補助金による太陽光発電の補助。

《平成 18 年度実績》

自然エネルギーの利用促進

住宅リフォーム資金助成事業による太陽光発電設置改修工事の申請は無かった。

省エネルギー意識と行動の普及・啓発事業の推進

平成 15 年度に多摩市民環境会議と協働で作成した、エコライフ普及啓発誌を使用し、各種イベントで多くの市民を対象としたエコライフ普及啓発活動を実施した。

参考：管理指標の推移

管理指標	16 年度	17 年度	18 年度	目標年次 (22 年度)
電力消費量 (千 kWh)	885,849	867,352	871,248	716,860
都市ガス消費量 (千 m ³)	43,107	45,775	42,926	30,161

電力消費量

(千 kWh)

区 分		16 年度	17 年度	18 年度	前年比
家 庭 系	電灯(一般家庭用)	254,759	287,070	280,240	2.4%
	電灯(深夜電力、農業用)	24,451			
	電灯(家庭用)計	279,210	287,070	280,240	2.4%
	1人当たり kWh/人・年	1,946	1,994	1,952	2.1%
事 業 系	電力(事業用)	599,215	580,282	591,008	1.8%
	電力(街路灯、建設現場等)	7,424			
	電力(事業用)計	606,639	580,282	591,008	1.8%
総 合 計		885,849	867,352	871,248	0.4%

平成 17 年度より東京電力(株)からの資料が家庭系と事業系の数値だけとなった。

都市ガス消費量

(単位千 m^3)

	区 分	16 年度	17 年度	18 年度	前年比
家 庭 系	供給世帯数(戸)	53,238	54,251	56,160	3.5%
	供給量(家庭用)	21,810	23,563	22,631	4.0%
	1人当り m^3 /人・年	152	164	156	4.9%
事 業 系	供給量事業所当たり(商業用)	15,210	15,874	14,527	8.5%
	" "(工業用)	586	538	513	4.6%
	" "(医療・公用)	5,501	5,800	5,255	9.4%
	計	21,297	22,212	20,295	8.6%
	供給量合計(千 m^3)	43,107	45,775	42,926	6.2%

《平成 18 年度実績と今後の評価等》

自然エネルギーの利用促進

当初の目標はすでに達成していますが、引き続き継続していく予定です。しかし、住宅リフォーム資金補助制度の1対象項目であるため、自己居住の住居(新築は不可)及び市内業者に限られていることが事業の促進を妨げています。また、個人住宅のみ対象ではなく、事業所等を含めての自然エネルギーの促進を考えていく必要があると考えます。

電力消費量は、昨年度に比べ一般家庭の消費量が2.4%減少したのに対し、事業用は1.8%増加し全体では0.4%増加しました。また、都市ガス供給量は昨年度に比べ一般家庭への供給量が4.0%減少し、事業用が8.6%減少し全体で6.2%の減少しました。

平成 18 年度の夏は猛暑により冷房用の電力が増加し、暖冬の影響で暖房用のガス使用量が減少したものと考えます。

今後は、多摩市地球温暖化対策実行計画を推進し、市としての実施効果を示すとともに、市民・事業者・公共とで協働し、市域全体での削減に向けた活動に取り組めます。

今後も多摩市民環境会議の活動に対する支援を進めるとともに、環境問題に対し、協働して取り組んでいきます。

健全な水循環の確保

【担当所管課：道路交通課、下水道課】

《対象施策》

地下水涵養の促進

【平成 22 年度短期目標】

- ・雨水浸透・貯留能力の向上をめざす。
- ・湧水量の増加をめざす。
- ・1人当たりの水使用量を 10%削減することをめざします

《平成 18 年度単年度目標》

各戸雨水貯留浸透施設設置数 4 件（累計 70 件）（平成 17 年度末累計 66 件）
 雨水簡易貯留槽設置数 15 件（累計 160 件）（平成 17 年度末累計 145 件）

《平成 18 年度実績》

透水性舗装等の実施

透水性舗装実施面積 52m²

雨水貯留浸透施設等の設置

各戸雨水貯留浸透施設助成 1 件（平成 18 年度末累計 67 件）（364 千円）
 雨水簡易貯留槽助成 4 件（平成 18 年度末累計 145 件）（1,002 千円）

参考：管理指標の推移

管理指標		16 年度	17 年度	18 年度	目標年次 （平成 22 年度）
上水使用量（L / 人・日）		304	303	301	280
水浸透施設 設置数 （累計）	雨水浸透施設	66 件	66 件	67 件	90 件
	浸透ます	346 個	346 個	****	700 個
	浸透トレンチ	942.8m	942.8m	****	2,060m
貯留施設設置数 （累計）	雨水簡易貯留槽	135 件	145 件	149 件	累計 170 件
湧水量	大谷戸公園 （ ）は測定日	3.0 L / s (H16.5.26) 1.0 L / s (H.16.8.12)	1.0 L / s (H17.8.10)	1.0 L / s (H18.8.31)	増やす
	寺の入り	0.12 L / s	0.14 L / s	0.22 L / s	増やす

- ・雨水浸透施設設置数は、各戸雨水貯留浸透施設助成事業により設置した件数。
- ・貯留施設設置数は、雨水簡易貯留槽設置補助事業により設置した件数。
- ・湧水量測定回数の変更：大谷戸公園湧水量測定回数は年 2 回実施していたが平成 17 年度から年 1 回に変更した。

《平成 18 年度実績と今後の評価等》

透水性舗装等の実施

市道 5-14 号線で 52 m²の透水性舗装を施行し予定どおり完了しました。また、平成 17 年度に歩道整備のための市民とのワーキングを行った市道 4-9 号歩線(永山北公園から学園通りまでの 220m)について、ワークショップの検討報告書を基に透水性舗装面積 1,269 m²の実施設計を行い、19 年度の事業化を目指します。

雨水貯留浸透施設等の設置

各戸雨水浸透施設助成は、敷地面積 100 m²当たり 1.5 m³以上の浸透能力施設の設置を補助条件としているため、埋設スペースや傾斜地による隣地への影響等から事前相談の段階で設置を断念する事例が出てきています。こういった中で、今後、小スペースの敷地にも設置しやすくなるよう補助条件の見直し等の検討を行うとともに、健全な水循環の確保に向け市民への PR を一層図って行きます。

建物の建設等により地下水脈の分断を避けるため、開発者等への事前相談時に書類により地下水脈の分断を避けるための工法の説明をするとともに、実施のお願いをしました。

地球環境の保全等

地球温暖化の防止

 【担当所管課：環境推進課】

《対象施策》

多摩市地球温暖化対策実行計画の推進

【平成 22 年度短期目標】

- ・ 京都議定書目標を達成するため、温室効果ガスである二酸化炭素排出量を平成 14 年度（2002 年）レベルから 4.8%削減することをめざす。

《平成 18 年度単年度目標》

本庁、エコプラザを含め市全施設のエネルギー資源使用状況データの集積を行う。

《平成 18 年度実績》

市の全施設のエネルギー資源使用状況データの集積を行いまとめた。

市施設（庁用車含む）温室効果ガス排出量 11,369 t - CO₂

《平成 18 年度実績と今後の評価等》

多摩市地球温暖化対策実行計画は平成 17 年度が短期目標年次として、本庁舎とエコプラザの温室効果ガス削減を目標としていましたが、この実行計画を新たに多摩市内にある市立の全施設を対象に平成 18 年度は計画を見直しました。

参考：二酸化炭素排出量（電力・都市ガス消費、ごみ焼却を対象）の推移

管理指標	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	目標 (22 年度)
二酸化炭素排出量 (電力・都市ガス消費・ごみ焼却を対象) * t - CO ₂	440,794	443,093	441,972	411,582	375,199

* t - CO₂：二酸化炭素換算重量を示す単位。

《参考数値》 一般家庭用及び事業用を含む全体量

内 訳	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
電力消費量 (t-CO ₂)	313,818	316,248	309,645	311,033
都市ガス (t-CO ₂)	91,994	92,680	98,416	84,135
ごみ焼却量 (総量) (t-CO ₂)	34,981	34,165	33,911	*****
ごみ焼却量 (プラスチック) (t-CO ₂)	*****	*****	*****	16,414

平成 17 年 4 月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」に基づき作成された方針により、平成 18 年度より、ごみ焼却量をプラスチック焼却量 (t-CO₂) とした。

人づくり

環境教育の拡充

【担当所管課：指導室】

《対象施策》

学校における環境教育の推進

【平成 22 年度短期目標】

小中学校における環境教育の時間、特に体験学習の時間を増やす。

《平成18年度単年度目標》

学校における環境教育として、複数の項目の取り組み校を増やす。

《平成 18 年度実績》

すべての学校で環境教育に取り組んでいる。「自然観察・自然保護」の活動について、実施校が5校となった。評価5項目についても全て90%以上の達成率を残すことができた。

《平成 18 年実績と今後の評価等》

各評価指標で順調に成果をあげています。ただ清掃活動については、1校未実施の学校がありましたが、平成 19 年度実施できるよう指導・助言を行います。

参考：環境教育の実施状況

(実施校 / 全校)

管理指標	項目	16 年度	17 年度	18 年度
環境教育取 り組み校数 の割合	清 掃 活 動	28/31	31/31	30/31
	調 査 研 究 活 動	31/31	31/31	31/31
	リサイクル活動	30/31	31/31	31/31
	栽 培 活 動	30/31	31/31	29/31
	そ の 他 活 動 自然観察・自然保護活動	0/31	25/31	30/31

管理指標項目の変更：平成 17 年度から「その他活動」を「自然観察・自然保護活動」に変更。

環境学習の拡充

【担当所管課：環境推進課】

《対象施策》

環境地図展の開催

【平成 22 年度短期目標】

- ・環境学習の場、機会の参加人数を増やす。
- ・環境保全のための指導者・リーダーなどの人材を増やす。

《平成 18 年度単年度目標》

多摩市身のまわりの環境地図作品の展示回数を増やす。

《平成 18 年度実績》

出展校は 12 校で、市立小中学校の 1/3 の学校が出展した。

子供エコクラブについて、市内 31 小中学校の他、8 児童館、17 学童に対して参加募集など広報協力を依頼し、1 クラブを増やすことが出来た。

《平成 18 年度実績と今後の評価等》

平成 17 年度の優秀作品 11 点をトムハウス・貝取こぶし館・ゆう桜ヶ丘の各コミュニティセンター、パルテノン多摩、関戸公民館ギャラリー、京王ブリッジギャラリーで展示しました。また、平成 18 年度の優秀作品 11 点を国土地理院主催の全国児童生徒地図優秀作品展へ出展しました。

子どもたちが身のまわりの環境について調べ、それを地図に表現するものでこの国土地理院主催の地図展も全国的な広がりがあり、子どもたちの環境への関心を高め、共同作業での連帯等の有効的な事業です。今後も継続するとともに環境に対する小中学校の理解を深め本事業の充実を図ります。

子供エコクラブは 4 クラブ(メンバー 250 人、サポーター 29 人)が活動しているが、まだまだ子供エコクラブ活動に対する認知度が低いいため、今後、更に PR 活動を行います。

参考；展示個所数・出展校

		16 年度	17 年度	18 年度
展 示 個 所 数		7 ヶ所	6 ヶ所	6 ヶ所
出展校	小 学 校	7 校	9 校	7 校
	作 品 数	10 点	21 点	103 点
	中 学 校	7 校	6 校	5 校
	作 品 数	317 点	256 点	209 点
出展校名	小 学 校	中 学 校		
	・多摩第一小学校・連光寺小学校 ・北豊ヶ丘小学校・南貝取小学校 ・南鶴牧小学校・北貝取小学校 ・東落合小学校	・東愛宕中学校・和田中学校 ・貝取中学校・鶴牧中学校 ・多摩大学付属聖ヶ丘中学校		

パートナーシップづくり

【担当所管課：環境推進課】

《対象施策》

市民・事業者と協働した環境学習会の開催

【平成 22 年度短期目標】

パートナーシップ形成のためのベースをつくる。

《平成 18 年度単年度目標》

多摩市内で見つけた動植物の情報提供を継続的に呼びかけ、データの更新を図るとともに、多くの情報を提供いただくための有効策を検討する。

《平成 18 年度実績》

多摩市公式ホームページを利用して継続的に情報提供の呼びかけ、加えて多くの情報を提供いただくための有効策を検討した。

《平成 18 年度実績と今後の評価等》

多摩市貴重な動植物調査報告書の新たなデータの追加及び更新を目標に広く市民に情報提供の協力を呼びかけた。加えて、情報交換の中で動植物、鳥類・昆虫等それぞれの興味のあるものを通じて市民相互のネットワーク作りの支援になることを期待しています。

平成 18 年度の情報提供が数件ありましたが、いずれも既に把握されている動物でした。今後は多くの情報を提供いただくために、関連のサークルや団体に直接呼び掛けを行っていきます。

市民活動情報について

多摩市では平成 17 年度より関戸公民館（ヴィータ）に市民活動情報センターを開設しました。個別的に市民活動を行っている団体も、活動状況等を登録し、誰でもパソコンで内容を確認できるようになっています。今後は、この市民活動情報センターへの環境関連団体の登録を増やし、団体間相互の協力体制の構築ができるように努めます。

フォローアップ体制づくり

【担当所管課：環境推進課】

環境情報収集・公開体制の確立

《対象施策》

多摩市環境ホームページの開設

【平成 22 年度短期目標】

環境に関する情報収集量・公開の方法を増やす。

《平成 18 年度単年度目標》

多摩市公式ホームページの定期的な更新を行い、充実を図る。

《平成 18 年度実績》

情報の掲載と定期的な更新を行った。

《平成 18 年度実績と今後の評価等》

多摩市の環境の現状や環境の保全等の取り組み、その他の問題などに関する情報の提供、情報・意見収集について、多摩市公式ホームページに掲載しました。

今後は、環境に関する情報量をさらに増やすとともに、情報をわかり易くかつ正確に伝えるため、常に内容の見易さを意識し、引き続き更新し改善して行きます。

市民参加体制の確立 【担当所管課：環境推進課】

《対象施策》

各審議会、「多摩市環境市民会議」のネットワーク化

【平成 22 年度短期目標】

市民参画による市の環境マネジメントシステムを確立・運用する。

《平成 18 年度単年度目標》

3 審議会の議事録を多摩市公式ホームページに掲載する。

3 審議会：多摩市環境審議会、多摩市廃棄物減量等推進審議会、多摩市みどりの審議会

《平成 18 年度実績》

多摩市環境審議会の議事録をホームページに掲載した。

《平成 18 年度実績と今後の評価等》

今年度も多摩市環境審議会の議事録をホームページに載せるにとどまり、多摩市廃棄物減量等推進審議会については、現在準備中ですが平成 19 年度中にはホームページに載せる予定です。また、多摩市みどりの審議会への諮問事項が無ったため議事録の作成がありませんでした、今後、議事録を作成した場合はホームページへ載せて行きます。

(3) 多摩市地球温暖化対策実行計画(市役所の取組み)

平成17年度までの多摩市地球温暖化対策実行計画は、平成14年度を初年度とする計画で市役所本庁舎とエコプラザを対象としてCO₂の削減に取り組んできました。この計画を平成18年度(平成19年3月作成)に見直しを行い、以下のとおり更新しました。

多摩市地球温暖化対策実行計画変更内容

(1) 計画の対象期間

平成19年度を初年度とし、平成22年度までとする。

(2) 目標の基準年度

CO₂削減に向けて、平成16年度の排出量を基準とする。

(3) 計画の対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第2条第3項に示された6分類のうち、二酸化炭素を対象とする。

(4) 計画の対象範囲

施設及び職員：多摩市内にある多摩市立の全ての施設及び組織、職員とする。
対象エネルギー：電気、都市ガス、ガソリン、軽油、灯油、LPG、CNGの7品目とする。

(5) 計画の目標

平成16年度(基準年度)のCO₂排出量から平成22年度までに4.8%以上削減する。

平成22年度削減目標 (kg-CO ₂ /年)	平成16年度(基準年度)	平成22年度(目標年度)	削減目標
	12,317,000	11,726,000	4.8%以上の削減を図る。

目標達成に向けた取り組み項目

CO₂排出量の4.8%削減に向けた取り組み内容は以下のとおりです。

A 省エネへの取組	2.4%
B 自然エネルギーの利用	0.8%
C 省エネルギー機器への更新	0.8%
D その他による削減	0.8%

A 省エネへの取組

施設運営における、エネルギー消費設備・機器等の運用によるもの。

- a) 照明器具の消灯の徹底
- b) パソコン等 OA 機器電源の徹底管理
- c) 冷暖房機器等の温度設定及び電源管理
- d) ブラインドやカーテンの調節
- e) 公用車の効率的な運行
- f) その他（長時間使用しない機器はプラグをコンセントから抜くなど）

B 自然エネルギーの利用促進

太陽光や風力発電等自然エネルギーを積極的に導入し、化石燃料によるエネルギー使用量を削減する。

C 省エネルギー機器への更新

最近の照明や空調機器はエネルギー変換率が大幅に向上しているため、可能な限り省エネルギー機器へ更新する。

D その他による削減

屋上緑化や壁面緑化による断熱や施設統合等による効率運営。

平成 18 年度 of 取組状況

(1) 温室効果ガスの排出実績

1 . CO₂ 排出量の実績

平成 18 年度は計画を作成中で対象年度ではありませんが、4.8%以上の削減目標に対し 7.7%の削減が出来ました。これは職員の省エネへの認識と取り組みが向上してきたことによるものと判断できます。その他理由として、その年の気象条件による冷暖房用エネルギー使用量の増減や、照明などの事務スペース環境改善のための設備機器の増設などが予想されるため、目標年度での 4.8%以上の削減に向け引き続き CO₂削減を推進します。

温室効果ガスの排出実績

	平成16年度(基準年度)	平成17年度実績	平成18年度実績
全施設 CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ / 年)	12,317,000	12,152,000	11,369,000
平成 16 年度(基準年度) 比削減率	0 %	1.3%	7.7%

2. CO₂排出量の分析

目標達成に向けた取組項目別の分析

「A 省エネへの取組」による削減

職員による省エネへの取組が進んだことが大きな削減要因であると判断できますが、気象要因による冷暖房エネルギー使用量の増減も大きく影響するものと考えます。気象要因による削減効果と省エネへの取組による削減効果の割合は分りませんが、参考に下表を作成しました。表では平成 16 年度に比べ、平成 18 年度は夏涼しく冬は暖かかったため、冷房必要温度年間計及び暖房必要温度年間計ともに少なく、合計では 15%減少しています。

冷暖房必要温度年間比較表

年 度	冷房必要温度 年間計 ()	暖房必要温度 年間計 ()	合 計 ()	平成 16 年度比
平成 16 年度	1,059	20,573	21,632	0
平成 17 年度	1,556	19,866	21,422	- 1%
平成 18 年度	958	17,449	18,407	- 15%

冷房必要温度年間計：毎日 8：00～17：00 の時間毎における 28 を超える外気温を合計し、更にそれを年間合計したもの。

暖房必要温度年間計：毎日 8：00～17：00 の時間毎における 20 を下回る外気温を合計し、更にそれを年間合計したもの。

「C 省エネルギー機器への更新」による削減

平成 17 年 12 月に電算機室の空調機の交換をし、消費電力の少ない省エネ機器へ更新しました。これは年間で 44,173kg-CO₂ の削減ができました。

「D その他による削減」による削減

市では現在給食センターの統合（3 センターから 2 センター）を進めており、平成 18 年 9 月より南野給食センターを改修のため休止し残りの 2 センターで運営しています。これにより平成 17 年度比較で 89,463kg-CO₂ を削減できました。

以上を取組項目別に整理すると以下のとおりになります。

取組項目	削減目標	平成 18 年度実績	
A 省エネへの取組	2.4%	気象要因を含む	6.6%
B 自然エネルギーの利用	0.8%		
C 省エネルギー機器への更新	0.8%	電算機室の空調交換	0.4%
D その他による削減	0.8%	南野給食センター改修のため休止	0.7%
計	4.8%		7.7%

(2) エネルギー・資源等の状況

事務事業の実施に伴うエネルギー・資源の使用状況について調査しました。
調査結果は、以下のとおりです。

施設エネルギー使用量・廃棄物排出量等の比較（平成 16・17・18 年度）

エネルギー使用量等の経年変化

	項目	単位	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
エネルギー	電気	kWh	23,583,950	22,776,772	22,607,371
	灯油	L	7,920	6,580	5,564
	軽油	L	1,372	1,541	1,593
	ガソリン	L	57,234	59,401	54,337
	LPG	kg	21	5,912	7,726
	都市ガス	m ³	1,402,134	1,462,300	1,339,984
	都市ガス(車)	m ³	1,131	1,726	2,850
廃棄物	燃やせるごみ	kg	90,940	84,605	81,520
	燃やせないごみ (含ペット)	kg	24,838	21,920	17,805
	資源(新聞等)	kg	185,774	153,451	159,595
	新聞	kg	22,648	19,809	21,433
	コピー再生	kg	17,602	22,282	24,419
	雑誌ほか	kg	96,216	82,004	91,034
	ダンボール	kg	40,717	22,047	18,883
	パンフ	kg	8,590	7,310	3,826
	缶	kg	5,073	1,167	1,140
	ビン	kg	1,488	998	969
	粗大ごみ	kg	21,096	21,869	16,752
上水	上水使用量	m ³	354,561	366,457	344,836
紙使用量	B5 再生紙	枚	1,774,040	2,184,400	4,155,900
	B4 再生紙	枚	5,191,750	5,267,300	1,980,100
	A4 再生紙	枚	11,462,642	12,834,700	13,442,700
	A3 再生紙	枚	486,932	733,100	996,900
	合計	枚	18,915,364	21,019,500	20,575,600

1：紙の使用量については、購入枚数である。

(3) 職員の取組状況

エネルギーや資源の削減のためには、職員一人ひとりが環境保全の取組を自覚し、率先して取り組むことが重要です。このため、748人の職員に積極的な取組を求めるとともに、以下のとおりその結果の記録を行いました。多摩市職員の平均点は3.8点(前年3.8点)でした。今年度は退職者や休職者が多かったため、昨年度に比べて取組職員数は35人減少しました。

職員の日常の取組(点検結果)

取組項目	項目別平均点
(1) エネルギー対策の推進	
a) 電気・ガス等燃料使用量の削減	
1) エレベーターには乗らないように努める。	4
2) 不必要な場所(使用後の会議室、休憩室、トイレ、廊下等)の消灯を徹底する。	4
3) 使用していないOA機器(パソコン、コピー機、プリンター等)や電気製品(テレビ、ビデオ等)の主電源オフを徹底する。	4
4) ブラインドやカーテンをこまめに調節し、冷暖房によるエネルギーの節約に努める。	4
5) 冷暖房時には、決められた温度を守る。(冷房 28、暖房 20)(体感温度の個人差は服装等により調整する。)	4
6) 残業時間の短縮やノー残業デーの定時退庁を徹底する。	4
7) 始業前、昼休み、残業時は、部分消灯や全消灯を徹底する。また、冷暖房運転終了時には冷暖房機(ファンコイル等)の電源を切る。	4
8) 30分以上席を離れるときは、パソコンの電源を切る。また、帰るときは、電源アダプターのコンセントを抜くことを徹底する。	3
9) 電気ポットやその他保温機能が付いた機器は使用しない。	4
b) 自動車使用に伴う環境負荷の削減	
1) 自動車を使用する時には、不要なアイドリングはしない。	4
2) 自動車を使用する時には、急加速・急発進はしない。	4
3) 自動車を使用する時には、業務上可能な限り、相乗りを行う。	4
4) 毎週水曜日のノーカーデーに協力する。	3
(1) 小 計 (1)平均点3.8	50 / 65
(2) 省資源対策の推進	
a) 上水使用量の削減	
1) 日常的に節水するように努める。	4
b) 紙類等の使用量の削減	
1) 文書、資料の共有化やプロジェクター等を活用した会議資料の簡素化、総合事務管理システムの利用など、紙使用量の抑制を図る。	4
2) ミスコピー紙や片面コピー紙をプリンター紙として使用する。(ストック場所へ出すときは、紙の向きやホチキスを外すなどに注意する。)	4
(2) 小 計 (2)平均点4.0	12 / 15
(3) ごみの減量と資源の有効利用	
1) 水筒やハシの持参等により、使い捨て商品・容器(飲料、紙コップ等)の購入・使用を抑制する。	4
2) 買い物の際には、レジ袋を受け取らないように努める。	3
3) 購入したもののごみは、購入先に返すように努める。	3
4) 再生材以外から製造された製品等を使用する場合は、極力、再利用またはリサイクルルートが確立しているものを使用する。	3
(3) 小 計 (3)平均点 3.3	13 / 20
合 計	75 / 110
平 均	3.8

小計及び全項目平均点：項目別平均点の合計 / 全項目万点とした場合の点数

職員の日常の取組は平成 14 年度から開始し、平成 18 年度で 5 年目となります。この取組は多摩市役所が事業所の一つとして CO₂ 削減を推進する取組の一つであり、職員への啓発として行ってきました。当初の平均点は 3.1 点でしたが 3.8 点になり、まだまだ不十分ですが、エネルギー使用量や廃棄物排出量等(P75 参照)は着実に減少してきています。多摩市の地球温暖化対策実行計画は、平成 14 年度を初年度として今年で 5 年目になります。さらなる取り組みを目指して、平成 18 年度には、多摩市地球温暖化実行計画を更新し、多摩市内の全市立施設を対象にエネルギー使用量を集計していくこととしました。このような全市的な取組結果については、エネルギーの総使用量で判断できるようになることを受けて、これまでの職員の自己採点による評価方式を見直し、さらなる削減行動につながるような新たな評価の方法を検討します。

「職員の日常の取組」について

地球温暖化は世界規模での問題となっています。これは、人類一人ひとりが問題の重要性を認識し対応しなければなりません。また、事業者や行政も同様の認識のもと取り組む課題です。多摩市では、市役所は市内最大の事務所の一つと考え、この問題に率先して対応するため地球温暖化対策実行計画を作成しました。

「職員の日常の取組」は、市が地球温暖化対策の取組を行うために、職員の環境保全に向けた自覚を促し、積極的な行動を進める契機となるように作成しました。

項目別の点数は下の を基準に自己採点し、課(室)ごとに集計し、取組項目ごとに各課(室)の平均点(四捨五入)を算出します。それを部単位で集計し、同様に全庁的にまとめたのが先に示した「職員の日常の取組(点検結果)」です。

取組状況の評価方法

5 点：よく実施している	実施率 80% 以上
4 点：まあまあ実施している	実施率 60% 以上
3 点：普通	実施率 40% 以上
2 点：あまり実施していない	実施率 20% 以上
1 点：実施していない	実施率 0 % 以上